

旧警戒区域（居住制限区域・富岡町）から避難した申立人らについて、家財、土地、墓地等のほか、農業の事業性はなく農業収入の営業損害はないものの、農業機械を全損として財物損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1及びX 2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の損害期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

損害項目		金額	損害期間
(1) 避難費用(生活費増加費用)	家財道具購入費	金8万0373円	平成23年12月1日～平成24年2月29日
	交通・通信費の増加分	金1万5450円	平成23年12月1日～平成24年2月29日
	被服費の増加分	金5万3253円	平成23年12月1日～平成24年2月29日
	一時立入費用	金2万2000円	平成24年3月13日
	食料費の増加分	金16万0000円	平成23年12月1日～平成25年3月31日
(2) 財物価値の喪失又は減少による損害	家財	金595万0000円	
	別紙物件目録記載に係る土地	金396万5506円	
	別紙物件目録記載に係る動産	金193万8487円	
(3) 申立人所有の墓地（富岡町大字〇所在）の財物価値の喪失又は減少による損害		金122万0800円	
(4) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	申立人X 1	金390万0000円	平成23年12月1日～平成26年5月31日
	申立人X 2	金390万0000円	

(5) その他実費等（避難・帰宅等にかかる費用相当額）	金 87万4000円	平成24年6月1日～平成26年5月31日
(6) 上記請求に係る弁護士費用	金 66万2397円	

## 2 和解内容

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（第1項所定の損害期間に限る。）に対する和解金として、合計金2274万2266円の支払義務があることを認める。

## 3 既払い金

申立人らは、被申立人より、前項の金員の内、金60万円の支払いを受けていることを認める。

## 4 支払方法

（省略）

## 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

## 6 確認条項

(1) 申立人ら及び被申立人は、第1項(2)及び(3)記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

(2) 申立人ら及び被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

(3) 申立人らと被申立人は、第1項(4)及び(5)記載の損害項目の対象期間以降の損害及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

本和解の成立および内容を証するため、申立人ら及び被申立人は、本和解契約書を2通作成し、各自署名（記名）押印の上、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月20日

（別紙物件目録は添付のとおり（一部省略））

（仲介委員 井ノ上正男）

別紙

物 件 目 録

不動産（省略）

動産

	製品	数量
1	〇〇 刈払機	1台
2	〇〇 刈払機	1台
3	耕耘機	1台
4	ハンマー草刈り機	1台
5	円盤草刈り機	1台
6	電動薪割り機	1台
7	肥料散布機	1台
8	〇〇 管理機(△△)	1台
9	チェーンソー(電動式)	1台
10	チェーンソー(エンジン式)	1台
11	トラクター	1台
12	〇〇 ハロー	1台